

「FOODEX JAPAN 2023」における鳥取県ブースへの出展事業者を募集します

鳥取県では、農水産物や加工食品の販路拡大のため、東京ビッグサイト（江東区）で開催される展示商談会「FOODEX JAPAN 2023」（第48回国際食品・飲料展）のうち、国内販路拡大を対象とした『全国食品博ゾーン』に鳥取県ブースを出展します。

鳥取県が出展するブースの中で、出展事業者の方々に商品等を展示していただきますので、個別に出展する場合に比べて展示面積はやや狭くなりますが、相乗効果により来場者が多くなる点が期待されます。また、県が基本的な装飾等の費用を負担しますので、各出展事業者様は経費を抑えて出展することができます。

については、鳥取県ブースへの出展方法についてご案内しますので、首都圏への販路拡大を希望される皆様は、ぜひご応募ください。

1 概要

- (1) 日 時：令和5年3月7日（火）～10日（金）4日間
10：00～17：00（最終日は16：30まで）
- (2) 場 所：東京ビッグサイト（東京都江東区有明3-11-1）
- (3) 主 催 者：一般社団法人日本能率協会、一般社団法人日本ホテル協会
一般社団法人日本旅館協会、一般社団法人国際観光日本レストラン協会
公益社団法人国際観光施設協会
- (4) 過去の概要：2022年実績 出展社数1,485社（1,784ブース）、来場者数33,726名
※詳細については、下記公式ホームページをご覧ください。
(URL) <https://www.jma.or.jp/foodex/>

2 出展事業者及び商品の条件

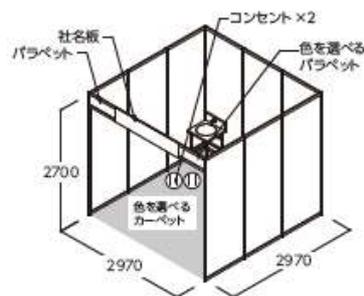
- (1) 応募事業者
 - ・鳥取県内に本社事業所があり、県産品を使用した商品開発、及び製造を行う事業者
 - ・出展期間中、出展ブースに常駐し商談活動を行うことができる事業者
- (2) 募集商品
 - ・原則として、鳥取県内で製造された商品又は鳥取県産品を使用した商品。
ただし、鳥取県産品を使用しているが、鳥取県内での加工が困難で、一部工程を鳥取県外へ外注しているものは可とします。
 - ・食品関連法規等を遵守している商品であること。（食品衛生法、JAS法など）

3 募集事業者数

10事業者

4 出展スペース

1事業者あたり1/2小間（幅1485cm×奥行き2970cm）



(参考) 1小間あたりの大きさ

5 出展費用

①出展料

1 事業者につき 8万円 (税込み)

※主催者は、天災地変、テロリズムの発生及び感染症のまん延その他の不可抗力および主催者の責めに帰しえない原因により、早期閉会、開催延期、規模縮小、会場の移転、または展示会の開催を中止することがあります。

※新型コロナウイルスの影響等で本商談展示会が中止となり、FOODEX JAPAN 2023 出展規定 第10条 (展示会開催の変更及び中止) (5) ウの規定により、出展料の70%が主催者より返金された場合、お支払いいただいた出展料を県から全額お返しいたします。ただし、中止までに既に発生した出展料以外の経費についてはお返しいたしませんのでご注意ください。

※各事業者様ご自身の判断で出展を取りやめた場合、出展料はお返しできませんのでご注意ください。

※指定期日までに出展負担金をお支払いいただけない場合、出展を取消させていただく場合があります。

※出展希望者が10事業者に満たない場合や、出展の決定後、新たに主催者の指定する設備等を用意する必要が生じたなどの理由で不測の費用が発生した場合は、追加で出展料を徴収する可能性がございますので、ご承知おきください。

②県及び各事業者の負担する経費の内訳

県 負担経費	各事業者様 負担経費
○出展料 (小間料金) ○ブースのレンタル装飾 ・各事業者の社名看板 ・展示台 (1 事業者につき 1 台) ※冷蔵、冷凍の場合は冷蔵 (冷凍) ショーケースを御用意します。 ・作業台 (2 事業者で 1 台) ・パイプ椅子 (1 事業者につき 1 脚) ○コロナ対策用品 ・消毒用アルコールスプレー (1 事業者につき 1 本)	○出展料 8万円 (小間料金の一部に充当) ○社員の旅費、宿泊費、人件費 ○展示品等の輸送費 (搬入、撤収) ○県が負担するレンタル装飾以外に、特別な設備を必要とする場合で、各事業者が共有して使用することができないもの ・自社ブースで独占的に使用する装飾や備品レンタル等にかかる費用 ・追加で電気、水道、ガス等の工事を行う場合の工事、使用料金等 ※以下は必要な場合 ○大量又は大型のゴミの処理費用 ○会期中の展示品の保険料 ○商品パンフレット、配布サンプルなど、商品の PR に使用する資材の原材料、作成費、運送費等の費用 ○消耗品費 (名刺受け、白布等)

※出展に係る旅費支援として、「催事出展経費等支援金」が御活用いただけます。

■催事出展経費等支援金

県又は (一社) 物産協会が主催・共催・出展する見本市等 (開催日数が2日間以上、3社以上の県内事業者が参加するもの) への出展が2日以上ある場合に係る旅費支援制度。

※1 催事1 事業者当たり1名まで。1 事業者当たり年2回までとする。

【支援金額目安】 東京都 (4日間出展の場合) : 40,000円

※詳細は、県HPを御確認ください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/262984.htm>

6 出展内容に係る問合せ

出展内容に係る問合せは、電子メールにより「11 お問合せ及び申込先」のメールアドレスへ、令和4年7月15日（金）までにお送りください。質問に対する回答は販路拡大・輸出促進課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/292793.htm>) に公開します。

7 申込方法

出展を希望される事業者様は、別紙出展申込書に必要事項を記入のうえ、「11 お問合せ及び申込先」へ、郵送、FAX又はメールにて御提出ください。

8 申込期限

令和4年7月22日（金）必着

※令和4年7月22日（金）までに受付完了の連絡がない場合は、「11 お問合せ及び申込先」まで御連絡ください。

9 出展事業者の決定

申込者多数の場合は、抽選にて事業者を決定いたします。

10 その他

「出展の手引き（主催者作成）」は12月頃に出展事業者へ配布します。

昨年度の県ブースの様子は、県ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/292793.htm>) から御確認ください。

11 お問合せ及び申込先

鳥取県 商工労働部兼農林水産部 市場開拓局 販路拡大・輸出促進課 （担当）中垣

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

TEL：0857-26-7767 FAX：0857-21-0609

メールアドレス：hanro-yusyutsu@pref.tottori.lg.jp

募集ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/292793.htm>